

総務委員会資料

平成28年第4回定例会提出予定議案の説明

議案第173号

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

資料 新旧対照表

平成28年11月25日

総務企画局

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市職員退職手当支給条例 昭和23年12月28日条例第73号 (省略)</p> <p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 市長事務部局の職員 (2) 本市が経営する地方公営企業の管理者（上下水道事業管理者及び病院事業管理者を除く。）及び職員 (3) 監査委員の事務を補助する職員 (4) 市議会の職員 (5) 選挙管理委員会の職員 (6) 人事委員会の職員 (7) 教育委員会の職員 (8) 農業委員会の職員 (9) 消防長及び消防職員</p> <p>(省略)</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第8条 勤続期間1年以上で退職した職員であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、同法第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして市長が認める者（以下「特定退職者」という。）を同項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期</p>	<p>○川崎市職員退職手当支給条例 昭和23年12月28日条例第73号 (省略)</p> <p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 市長事務部局の職員 (2) 本市が経営する地方公営企業の管理者（上下水道事業管理者及び病院事業管理者を除く。）及び職員 (3) 監査委員の事務を補助する職員 (4) 市議会の職員 (5) 選挙管理委員会の職員 (6) 人事委員会の職員 (7) 教育委員会の所管に属する市費支弁の職員 (8) 農業委員会の職員 (9) 消防長及び消防職員</p> <p>(省略)</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第8条 勤続期間1年以上で退職した職員であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、同法第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして市長が認める者（以下「特定退職者」という。）を同項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期</p>

改正後	改正前
<p>間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。次項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。</p> <p>(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額</p> <p>(2) その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、その者の職員としての勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の職員としての勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第16条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第22条第1項に規定する所定給付日数(以下「所定給付日数」という。)を乗じて得た額</p> <p>2 勤続期間1年以上(特定退職者にあつては、6月以上)で退職した職員が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき前項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号の規定</p>	<p>間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。次項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。</p> <p>(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額</p> <p>(2) その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、その者の職員としての勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の職員としての勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第16条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第22条第1項に規定する所定給付日数(以下「所定給付日数」という。)を乗じて得た額</p> <p>2 勤続期間1年以上(特定退職者にあつては、6月以上)で退職した職員が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき前項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号の規定</p>

改正後	改正前
<p>の例によりその者につき同法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。</p> <p>3 前項の規定を適用する場合において、その者の職員としての勤続期間が1年未満である職員であつて、当該勤続期間に係る職員となつた日前1年の期間内に職員であつたことがある者（以下この項において「旧職員」という。）については、当該勤続期間に、旧職員としての勤続期間（当該旧職員としての勤続期間に係る退職手当の支給を受けた場合には、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の期間を除く。）を加えた期間をもつて職員としての勤続期間とする。</p> <p>4 第1項又は第2項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第2項の退職手当を支給することができる。</p> <p>（1） その者が公共職業安定所長の指示した雇用保険法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合</p> <p>（2） 厚生労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置を決定した場合</p> <p>（3） 厚生労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置を決定した場合</p> <p>5 第1項、第2項及び前項に定めるもののほか、第1項又は第2項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は<u>求職活動支援費</u>の支給の条件に従い、退職手当として、支給する。</p> <p>（1） 公共職業安定所長の指示した雇用保険法第36条に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第4項に規定する技能習得手当の額に相当する金額</p>	<p>の例によりその者につき同法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。</p> <p>3 前項の規定を適用する場合において、その者の職員としての勤続期間が1年未満である職員であつて、当該勤続期間に係る職員となつた日前1年の期間内に職員であつたことがある者（以下この項において「旧職員」という。）については、当該勤続期間に、旧職員としての勤続期間（当該旧職員としての勤続期間に係る退職手当の支給を受けた場合には、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の期間を除く。）を加えた期間をもつて職員としての勤続期間とする。</p> <p>4 第1項又は第2項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第2項の退職手当を支給することができる。</p> <p>（1） その者が公共職業安定所長の指示した雇用保険法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合</p> <p>（2） 厚生労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置を決定した場合</p> <p>（3） 厚生労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置を決定した場合</p> <p>5 第1項、第2項及び前項に定めるもののほか、第1項又は第2項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は<u>広域求職活動費</u>の支給の条件に従い、退職手当として、支給する。</p> <p>（1） 公共職業安定所長の指示した雇用保険法第36条に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第4項に規定する技能習得手当の額に相当する金額</p>

改正後	改正前
<p>(2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額</p> <p>(3) 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者 雇用保険法第37条第3項に規定する傷病手当の日額に相当する金額</p> <p>(4) 職業に就いたもの 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5) 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した雇用保険法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) <u>求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額</u></p>	<p>(2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額</p> <p>(3) 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者 雇用保険法第37条第3項に規定する傷病手当の日額に相当する金額</p> <p>(4) 職業に就いたもの 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5) 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した雇用保険法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) <u>公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者 雇用保険法第59条第2項に規定する広域求職活動費の額に相当する金額</u></p>
<p>6 前項第3号に掲げる退職手当は、所定給付日数から待期日数及び第1項又は第2項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。</p>	<p>6 前項第3号に掲げる退職手当は、所定給付日数から待期日数及び第1項又は第2項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。</p>
<p>7 第5項第3号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第2項又は第5項の規定の適用については、当該支給があった金額に相当する日数分の第1項又は第2項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</p>	<p>7 第5項第3号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第2項又は第5項の規定の適用については、当該支給があった金額に相当する日数分の第1項又は第2項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</p>
<p>8 第5項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第2項又は第5項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第2項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</p> <p>(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業</p>	<p>8 第5項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第2項又は第5項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第2項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</p> <p>(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業</p>

改正後	改正前
<p>促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</p> <p>(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</p> <p>9 偽りその他不正の行為によって第1項、第2項、第4項及び第5項の規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第10条の4の例による。</p> <p>10 本条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によりこれに相当する給付の支給を受ける者に対しては支給しない。</p> <p>(省略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、昭和23年5月1日から適用する。</p> <p>2 昭和23年5月1日から昭和23年6月30日までに給与事由の生じた者の第10条に規定する俸給の額については号俸給にそれぞれ対応する別表(1)の仮定俸給表による仮定俸給とする。</p> <p>3 昭和23年7月1日から同年12月31日までに給与事由の生じた者の第10条に規定する俸給の額については、号俸給にそれぞれ対応する別表(2)の仮定俸給表による仮定俸給とする。</p> <p>4 川崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例(昭和58年川崎市条例第11号。以下「条例第11号」という。)による改正後の川崎市職員退職手当支給条例(以下「改正後の条例」という。)第10条第2項本文の規定に該当する職員のうち、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)の適用又は準用を受ける者で昭和47年3月30日に現に在職し、同日においても同法の適用又は準用を受けていた者(同日以前に社会教育主事であった者及び条例第11号による改正前の川崎市職員退職手当支給条例第9条の2第1項の規定に該当する者を除く。)の同日以前の在職期間については、改正後の条例第10条第2項ただし書の規定は、適用しな</p>	<p>促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</p> <p>(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</p> <p>9 偽りその他不正の行為によって第1項、第2項、第4項及び第5項の規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第10条の4の例による。</p> <p>10 本条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によりこれに相当する給付の支給を受ける者に対しては支給しない。</p> <p>(省略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、昭和23年5月1日から適用する。</p> <p>2 昭和23年5月1日から昭和23年6月30日までに給与事由の生じた者の第10条に規定する俸給の額については号俸給にそれぞれ対応する別表(1)の仮定俸給表による仮定俸給とする。</p> <p>3 昭和23年7月1日から同年12月31日までに給与事由の生じた者の第10条に規定する俸給の額については、号俸給にそれぞれ対応する別表(2)の仮定俸給表による仮定俸給とする。</p> <p>4 川崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例(昭和58年川崎市条例第11号。以下「条例第11号」という。)による改正後の川崎市職員退職手当支給条例(以下「改正後の条例」という。)第10条第2項本文の規定に該当する職員のうち、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)の適用又は準用を受ける者で昭和47年3月30日に現に在職し、同日においても同法の適用又は準用を受けていた者(同日以前に社会教育主事であった者及び条例第11号による改正前の川崎市職員退職手当支給条例第9条の2第1項の規定に該当する者を除く。)の同日以前の在職期間については、改正後の条例第10条第2項ただし書の規定は、適用しな</p>

改正後	改正前
<p>い。この場合において、改正後の条例第10条の規定による在職期間を基礎として計算された退職手当のうち同条第2項ただし書の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の基礎となった期間に対する改正後の条例第3条の規定の例により計算された退職手当の額に相当する額を控除するものとする。</p> <p>5 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の変額改定（平成19年3月31日以前に行われた給料月額の変額改定で市長が定めるものを除く。）によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、その者の変額後の給料月額が条例、規則その他の規程による額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする当該規程の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額に相当する額を含まないものとする。ただし、第5条の5に規定する給料月額については、この限りでない。</p> <p><u>（県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置）</u></p>	<p>い。この場合において、改正後の条例第10条の規定による在職期間を基礎として計算された退職手当のうち同条第2項ただし書の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の基礎となった期間に対する改正後の条例第3条の規定の例により計算された退職手当の額に相当する額を控除するものとする。</p> <p>5 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の変額改定（平成19年3月31日以前に行われた給料月額の変額改定で市長が定めるものを除く。）によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、その者の変額後の給料月額が条例、規則その他の規程による額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする当該規程の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額に相当する額を含まないものとする。ただし、第5条の5に規定する給料月額については、この限りでない。</p>
<p>6 <u>平成29年4月1日（以下「移譲日」という。）の前日において、学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号。以下「県給与条例」という。）の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条の規定の施行に伴い、引き続き川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「市給与条例」という。）の適用を受けることとなったもの（以下「旧県費負担教職員」という。）が移譲日以後に退職した場合において、その者が移譲日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、同日における職員の退職手当に関する条例（昭和29年神奈川県条例第7号。以下「県条例」という。）の規定により計算した退職手当の額が、この条例の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、当該規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき当該規定による退職手当</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>の額とする。</u></p> <p>7 職員のうち、移譲日前に県条例第7条の5第4項の規定により退職手当を支給されないう国等の職員となり、第10条第2項の規定により、第5条の2第2項第2号に掲げる期間が第10条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であって、移譲日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが、移譲日以後に退職した場合において、その者が移譲日の前日に現に退職した理由と同一の理由により職員として退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間として取り扱われるべき期間及び同日において県給与条例の規定により受けていた給料月額に相当する額として規則で定める額を基礎として、同日における県条例の規定により計算した退職手当の額が、この条例の規定により計算した退職手当の額より多いときは、当該規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき当該規定による退職手当の額とする。</p> <p>8 市給与条例附則第26項から第28項までの規定による職務の級及び号給の切替えに伴う旧県費負担教職員の給料月額の減額は、この条例第5条の2第1項に規定する給料月額の減額改定とみなして、同項の規定を適用する。</p> <p>9 職員のうち、移譲日前に県条例第7条の5第4項の規定により退職手当を支給されないう国等の職員となったものの第10条第2項の規定の適用については、同項中「第20条第2項」とあるのは「職員の退職手当に関する条例（昭和29年神奈川県条例第7号）第7条の5第4項」とする。</p> <p>附則（平成28年条例第 号） <u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第8条第5項の改正規定及び次項の規定は、同年1月1日から施行する。 <u>（経過措置）</u></p>	

改正後	改正前
<p>2 この条例による改正後の条例第8条第5項第6号の規定は、退職職員(退職した川崎市職員退職手当支給条例第2条に規定する職員をいう。以下同じ。)であって求職活動に伴い前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に同号に規定する行為(当該行為に関し、この条例による改正前の条例(以下「旧条例」という。)第8条第5項第6号に掲げる退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。)をしたものについて適用し、退職職員であって同日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する旧条例第8条第5項第6号に掲げる退職手当の支給については、なお従前の例による。</p>	